

令和7年5月29日

関係各位

京 浜 港 長

港長公示（航泊禁止）の解除について

平素から航行安全業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、京浜港川崎区第2区東扇島沖（KK1 錨地）における航泊の禁止につきましては、別添のとおり、令和7年5月29日11時30分をもって、解除いたします。

また、KK1 錨地の使用制限につきましても、令和7年5月29日11時30分をもって解除いたします。

関係各位におかれましては、貴所属船舶等に対して周知のほどよろしくお願いいたします。

港長公示第 7-29 号

港長公示第 7-23 号（令和 7 年 4 月 30 日）による「京浜港川崎区第 2 区東扇島沖における航泊の禁止について」は、令和 7 年 5 月 29 日 11 時 30 分をもって、これを解除する。

令和 7 年 5 月 29 日

京 浜 港 長（公印省略）